

## 【Iークレー協会】 技能講習の免除に関する推薦

### 技能講習の免除に関する推薦基準要綱

#### 1. 趣旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の2第3項第1号の推薦に必要な基準等を定めるものである。

#### 2. 推薦基準

次の各号のすべてに該当する者で、日本クレ射撃協会が適当であると認めた者について行うものとする。

- (1) 満20歳以上の者。ただし、日本スポーツ協会から法第5条の2第1項第1号の推薦を受けている場合にあつては、18歳以上の者
- (2) 日本クレ射撃協会の会員（ライフル銃に係る推薦を受けようとする場合は、日本クレ射撃協会の加盟団体であるランニング・ターゲット部会（以下単に「ランニング・ターゲット部会」という。）の登録を経た者に限る。）
- (3) 国民スポーツ大会の散弾銃射撃競技またはライフル銃射撃競技に参加する選手またはその候補者と認められる者
- (4) 日本スポーツ協会または日本クレ射撃協会が主催して行う運動競技会（都道府県クレ射撃協会等の日本クレ射撃協会の加盟団体（以下単に「加盟団体」という。）が主催して行う運動競技会を含む。）のクレ射撃競技もしくはランニング・ターゲット射撃競技（推薦を受けようとする銃種を用いて行うものに限る。）に、原則として毎年2回以上参加している者
- (5) 前号に定める運動競技会（直近3年間に開催されたものであつて、推薦を受けようとする銃種を用いて行ったものに限る。）の次の各号に掲げる種目において獲得した点数が、それぞれ当該各号に定める点数以上であつた者
  - ア トラップ・スキート（100発競技に限る。） 50点（50%）  
但し、100発競技以外の公式大会については同比50%の獲得点数を基準とする。
  - イ ランニング・ターゲット（スラッグ種目、40発競技に限る。） 50点
  - ウ ランニング・ターゲット（大口徑種目、40発競技に限る。） 80点
  - エ ランニング・ターゲット（小口径種目、40発競技に限る。） 100点  
（別表参照）
- (6) 誓約事項を遵守し得ると認められる者

#### 3. 推薦の手續

- (1) 散弾銃またはライフル銃の技能講習の免除に関する推薦を受けようとする者は、技能講習の免除に関する推薦申請書（様式第1号。以下「推薦申請書」という。）2通に所定の事項を記載し、日本クレ射撃協会の加盟団体に提出する。

- (2) 加盟団体は、推薦申請書を提出した者について、推薦基準に適合するかどうかを審査し、適合する者と判定した場合は、その者についての技能講習免除推薦依頼書（様式第2号）1通を作成し、推薦申請書1通と共に日本クレ射撃協会に提出する。
- (3) 日本クレ射撃協会は、推薦委員会で審査の上、申請者が推薦基準に適合すると認定した場合は、その者についての技能講習免除推薦依頼書（様式第3号）1通を作成し、日本スポーツ協会に提出する。
- (4) 日本スポーツ協会は、日本クレ射撃協会から推薦を依頼された者について、法第5条の2第3項第1号の推薦に係る銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）別記様式第15号の推薦書（様式第4号）正本1通及び写し1通を作成し、日本クレ射撃協会に交付する。
- (5) 日本クレ射撃協会は、推薦書の写しを作成した後、推薦書正本1通及び写しを加盟団体に送付する。
- (6) 加盟団体は、推薦者に推薦書正本を交付し、その写しを保管する。
- (7) 推薦書は銃種（ライフル銃又は散弾銃の別をいう。）ごとに1通とし、推薦を受けた者がこれを都道府県公安委員会への申請書に添付できる期間は1年とする。

#### 4. 推薦の取り消し

日本スポーツ協会は、自らが行った推薦を受けている者が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本クレ射撃協会の取り消し依頼に基づき推薦を取り消すものとする。

- ① 日本クレ射撃協会の会員でなくなったとき
- ② 誓約事項に違反したとき
- ③ 正当な理由なく、日本スポーツ協会または日本クレ射撃協会が主催して行う運動競技会（加盟団体が主催して行う運動競技会を含む。）のクレ射撃競技またはランニング・ターゲット射撃競技に推薦を受けている種類ごとに年1回以上参加しなかったとき
- ④ その他、日本クレ射撃協会の会員としてふさわしくない行為があったとき

#### 5. 取り消しの手続

- (1) 日本クレ射撃協会の理事または加盟団体は、日本スポーツ協会の推薦を受けた者が取り消しの基準に該当するに至ったと認めるときは、推薦取消上申書（様式第5号）1通を作成し、日本クレ射撃協会に送付する。
- (2) 推薦取消上申書の送付を受けた日本クレ射撃協会は、その者について理事会で審査の上、取り消しの基準に該当すると認めるときは、推薦取消依頼書（様式第6号）1通を作成し、日本スポーツ協会に提出する。
- (3) 日本スポーツ協会は、推薦取消依頼書に基づき推薦取消書（様式第7号）1通並びに推薦取消通知書（様式第8号）正本1通及び写し1通を作成し、日本クレ射撃協会に交付する。
- (4) 日本クレ射撃協会は、推薦取消書を被取消者に交付するとともに、推薦取消通知書を加盟団体に送付する。

附則

1. この要綱は、平成21年12月4日から施行する。
2. この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
3. この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

別 表

対象となる競技種目及び基準点

区分/種目		100個撃ち	40個撃ち	※その他
散弾銃	トラップ種目	50点以上		50%
	スキート種目	50点以上		50%
	スラグ種目		50点以上	
RTライフル銃	大口徑種目		80点以上	
	小口径種目		100点以上	

※その他:トラップ・スキート種目100発競技以外の場合は同比50%の獲得点数を基準とする。

<様式第3号>

番 号  
年 月 日

## 技能講習免除推薦依頼書

公益財団法人 日本スポーツ協会  
会 長 殿

社団法人 日本クレイ射撃協会  
会 長

下記の者について、〔散弾銃・ライフル銃〕に係る銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第3項第1号の推薦を依頼いたします。

### 記

#### 1. 被推薦者

本 籍  
住 所  
職 業  
氏 名 性別  
生年月日

#### 2. 推薦の理由

国民スポーツ大会の〔散弾銃・ライフル銃〕を用いて行う射撃競技に参加する選手またはその候補者として適当であります。

なお、更新等を受けたい銃の種類は次の通りです。

種 類 〔散弾銃・ライフル銃〕

<様式第4号>  
第 号

## 推 薦 書

年 月 日

公安委員会殿

推薦者

公益財団法人 日本スポーツ協会

会 長

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第3項第1号の規定により下記のとおり  
推薦します。

### 記

被 推 薦 者	本 籍	
	住 所	
	職 業	
	氏 名	
	生年月日	
推 薦 の 理 由	国民スポーツ大会の〔散弾銃・ライフル銃〕を用いて行う射撃競技に参加する選手またはその候補者として適当であります。 なお、更新等を受けたい銃の種類は次の通りです。 種 類 〔散弾銃・ライフル銃〕	